

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和6年度第4回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 令和6年9月 24 日(火) 午前9時 00 分から午前 11 時 20 分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
楢崎ひろ子, 尾ノ上正孝, 兼子千恵子, 川島佑介, 川瀬武彦, 立原正江, 谷口孝悦,
額賀せつ子, 二川泰久, 保立武憲, 松橋裕子, 吉田勉(氏名五十音順)
 - (2) 執行機関
高橋靖, 天野純一, 熊田泰瑞, 石川正太, 千田寛, 中根理沙, 國見太郎, 菊池佳穂,
北條佳孝, 成田幸人, 白石嘉亮, 松本崇, 堀江博之, 潮田修一
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市行政経営改革プラン(素案)に係る答申(公開)
 - (2) 水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画令和5年度実施状況について(公開)
- 6 非公開の理由
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - ・ 答申書(写)
 - ・ 水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画令和5年度実施状況の概要について(①)
 - ・ 水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画〔実施期間:令和2年度～令和5年度〕令和5年度実施状況(令和6年3月 31 日現在)(②)

- ・ 令和6年度第4回行政改革推進委員会質問一覧表(③)
- ・ 水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画令和5年度実施状況に対する質問及び回答(④)

9 発言の内容

○**事務局** 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので令和6年度第4回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。なお、____委員、____委員につきましては、御都合により欠席との御連絡がございましたので、御報告いたします。なお、本委員会は、定足数に達しております。それでは、資料の確認をさせていただきます。本日配布する資料といたしましては、「答申書(写)」と資料3「令和6年度第4回行政改革推進委員会質問一覧表」、資料4「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況に対する質問及び回答」の3つがございます。こちらは机上配布させていただきました。また、資料1「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況の概要について」、資料2「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画〔実施計画:令和2年度～令和5年度〕令和5年度実施状況(令和6年3月31日現在)」につきましては、事前送付しております。資料に不足がある場合は、お知らせ願います。それでは、行政改革推進委員会条例第6条に基づき、____委員長に議事進行をお願いします。

○**____委員長** 皆様よろしくお願いいたします。それでは会議次第に基づきまして議事を進めることといたします。まず始めに、会議公開の制度により会議録を公表する必要がありますので、会議録署名人を指名させていただきます。____委員と____委員にお願いいたします。それでは、水戸市行政経営改革プラン(素案)に係る答申でございます。答申書については、正副委員長と事務局において作成した(案)を各委員にも御確認いただきましたが、御意見等はありませんでしたので、本日お配りした(写)は原案のとおり決定しております。それでは、早速ですが、市長への答申に移りたいと思います。ここからは、一度進行を事務局へ戻します。

○**事務局** それでは、____委員長から高橋市長へ、水戸市行政経営改革プラン(素案)についての答申を行います。____委員長、よろしくお願いいたします。

○**____委員長** 水戸市行政経営改革プラン(素案)について答申いたします。令和6年5月17日付け行経諮問第1号で、当委員会に諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。今後も厳しい行財政環境が続くことが想定される中、行政経営改革プランの基本理念である「将来にわたって持続可能な安定した行政経営の確立」を図るためには、市民目線に立った行政経営改革を積極的に進める必要があります。そのため、私たちが審議の中で重視したのは、市民にとってより分かりやすく具体的な計画とすることです。とりわけ、複数の委員が指摘したのは、多くの実施項目においてその年度計画が5年間全く同じ取組が記載されており、どのように年度間の進捗を図るのかが不明確ではないかということでした。このことは毎年度同じことを漫然と取り組ん

でいくだけとの誤解も生じてしまいますので、できるだけ具体化し、各年度の進捗に応じた記載と
するなど指針として機能するように、かつ、市民が見ても理解しやすいような形にして、公表するよう
に努め、市民の理解を得ながら改革を成し遂げていただきたいと考えております。今後、第7次総
合計画の実現に向け、様々な施策を推進するとともに、多様な市民ニーズに応え、行政サービス
の質を向上させるためには、職員一人一人の努力が求められます。そのため、市長の力強いリー
ダーシップの下、全職員が一丸となって行政経営改革に取り組むことを要望します。

＜答申書読上＞

＜答申書の手交＞

○高橋市長 しっかりと承ります。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、市長から御挨拶を申し上げます。高橋市長、よろしく
お願いします。

○高橋市長 皆様おはようございます。朝早くからありがとうございます。また、答申として貴重な御
意見をいただきましてありがとうございます。委員長、副委員長のリーダーシップの下に、皆様方に
は活発な議論をいただきまして、意義深い答申をまとめ上げていただきましたことに心から感謝と
御礼を申し上げたいと思います。本市では、新たな総合計画「水戸市第7次総合計画―みと魁・
Nextプラン―」が4月から始まりました。特に人口減少、超高齢化社会を捉えて、若い人たちに水
戸市に目を向けていただくということで、子育て支援や企業誘致による働く場の確保といったと
ころに重点をおいたプロジェクトを、この総合計画の中に盛り込ませていただいております。一方で、
来年の2025年には、団塊の世代の方全てが後期高齢者となります。75歳でもまだまだお元気な方
が多いですが、5年後10年後を見据えた形で、医療や介護といった社会保障の経営体制というも
のを今から構築していかなければならないと思っております。本市は県庁所在地として、また中核市
として他の市町村に比べて都市行政をやらなければならないという厳しさがあります。先般も、日赤
病院、協同病院、済生会病院、水府病院の公的病院から要望書が提出されまして、救急医療等を
中心に政策医療になっている部分、いわゆる赤字の部分ですね、これについて水戸市から毎年億
単位の補助金を出しております。水戸市にある病院だから水戸市が責任を持って維持するべきだ
と、しかし他の市町村の住民も救急車で運ばれてきます。水戸市の救急医療を利用するのだから、
助けてほしいと他市町村に呼びかけているのですが、なかなかそうはいかないのが現状です。水
戸市は県庁所在地、中核市として生命や健康を守るインフラを整えなければならないという、そうい
った部分にお金を投資しなくてはならないという宿命があります。また社会インフラについても、県
庁所在地として、この程度の施設は持つておかなければならないだろうということで、文化施設やス
ポーツ施設等を整備しています。そうすると周りの市町村は、水戸市がやっているから自分たちは
やらなくていいだろうと、そういった部分はあります。逆にそういった施設を持っていないと、県庁所
在地なのに、中核市なのにそんなものもないのか、水戸はつまらないまちだと周りから言われてし

まい、若い人が集まらなくなってしまうので、そういうところにもお金をかけなければならないわけです。人口減少、少子高齢化といった現代的課題と併せて、都市行政を担うためのインフラ整備も両立を図っていかなくてはならないです。政策の優先順位であるとか、無駄を省いて役目が終わった、あるいは効果のない事業については、縮減するとかやめていく、そういった決断も思い切ってやっていかなければならない。効率的、持続可能な行財政運営をしっかりと心がけていかなければならないと思っております。この答申の中にも、収納率の向上についてお話をいただきました。私が市長に就任した13年前は87パーセント程度でした。今はそれが97パーセントまで上がりました。この10パーセントという数字は大体40億円になります。この10年間で約400億円の財源を確保してきました。ただ、この97パーセントという数字が限界なのかもしれないです。私は茨城県租税債権管理機構の管理者をやっておりますが、以前は100万200万単位で上がってきたんですね。市町村ではやれなくて茨城県租税管理機構にお願いしたということです。収納のプロですから差押えをかけたり、専門的にやってきたのですが、この茨城県租税債権管理機構に委託をしてくれるお金がどんどん少なくなってきて、100万200万という大物がなくなってしまった。茨城県租税債権管理機構のほうの手数料収入が少なくなって赤字に転落している状況です。それはある意味でいいことなんです。各市町村から茨城県租税債権管理機構に難しい案件が来なくなったということは、それぞれの市町村で収納率が上がってきた、あるいはそれぞれの市町村の収納に関する専門性が高まってきたということなので、いいことではあります。ただ、茨城県租税債権管理機構としては手数料収入が少なくなっています。その状況から見ても、もう難しい案件がほぼなくなって、それぞれの市町村が専門的な知識を持って収納対策に当たっているということだと思います。ということは、県の平均が97パーセントというのが、ほぼ限界に達しているのではないかな。あとの2、3パーセントはどうにも取りようがない、倒産したとか解雇されたとかいろいろな状況があるわけです。ある一定の人権はきちんと確保しながら、生活権を確保しながら、収納対策をやっていかなければなりませんから、もうこれ以上は取れないという状況になるのかもしれないです。収納率の向上で財源を確保することが難しくなると、もう税金そのものを増やすしかない、いわゆる調定額を増やすしかないということになります。そういう意味においては、経済政策をしっかりとやってお金を回せるまちにしていかなければならないと思っております。それができないと、トレードオフを行っていかなければなりません。何かをやれば何かを諦めてもらう、それで帳尻を合わせるということなので、それによって犠牲になることややめなければならないことに関わっているステークホルダーの方からすれば、何で自分たちに関わる政策をやめなければならないのかと、今までもいろいろな抗議の声が届けられてきました。その説明責任が大切で、多くの課題を解決するための優先順位を決めて、こちらは縮小したり、あるいはやめなければならないと、納得はしないかもしれないけど私たちはできるだけ説明はしていかなければならないと思っております。簡単に税金が確保できればいいのですが、それは中長期的な課題になってくるので、当面は人口減少、超少子高齢社会によって生み出される政策にかかるお金

については、何かをやめるというトレードオフによって、何とか切り抜けていかなければならないと思っております。そのための優先順位であるとか、先ほど話しました説明とか情報公開といったことを、私たちがしっかりと責任を持って市民の皆様にも納得していただけるような行政運営を行っていくことを肝に銘じて、皆様に御指導をいただきながら進めていければと思っております。一方で、今までにないソリューションがあるのだと思います。DX化を進めることによって、相当効率化している職務もあります。あるいは民間委託によって効率化されている部門もあります。DX化を進めるにしても初期投資がかかったり難しい部分があるかもしれませんが、やはりランニングコスト等をしっかり示すことによって、市民理解を得る。民間委託についても必ず抵抗されます。今までにも図書館や放課後学級、学校給食についても相当抵抗にあいながら、民間委託化を進めてきました。どれも失敗はしていません。100点満点ではないけれど、直営でやっているよりは効果は出ています。民間の専門性と機動力をもってやった方がずっと効率がいい、財政的にも助かるといったことを明らかにして、皆様に説明責任を果たしながら進めていく。いろいろ新しい手法をもって、課題を解決していければと思っております。答申書にいろいろ書いていただきましたので、しっかり精査をさせていただいて、改善、改革に向けていければと思っております。この後、皆様と懇談の時間もあるということなので、その中でいろいろと御意見をいただきたいと思ひますし、こちらの考え方も直接皆様方にお話をさせていただければと思ひます。皆様方にはお時間をかけていただいて、この答申としてまとめ上げていただきましたことに心から御礼と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。それでは、これより市長と各委員の皆様との意見交換とさせていただきます。なお、お時間でございますが、15分程度を予定してございますので、よろしくお願いいたします。

○___委員長 いろいろな団体から来ました委員の方々が頑張ってくださいましたが、特に公募委員の3人の方々が積極的に御意見を出したり、他の委員が気付かないようなことを指摘してくださって、この会議の進行に尽力くださいました。改めて私からも御礼を申し上げます。委員の皆様からも、市長へ御質問や御意見がありましたらどうぞ。

○___委員 よろしいですか。私がこの委員会に入る以前の会議録を見てみましたが、同じような議論がされていました。要するに計画の中にKPIが設定されていないということが多々ありました。やはりKPIがないと、決め方は多々あると思いますが、間違ったらそれを訂正していけばいいことです。目標値を決めないと、外部から見てどの程度進んでいるかというのが分からないので、そこを改革していただけるといいと思います。それと評価についてですが、行政改革の中で非常にたくさんの方の事をやっていて大変だなと感じたのですが、最終的な評価がはっきりしない点があります。5年間とか中長期でやられていますが、最終的に達成されたのか達成されていないのか、最終評価をきちんとしていないように見受けられます。もし達成されてないのであれば、それじゃ次はどうする

のか、終わったら一旦区切るのか。市長も先ほどおっしゃっていましたが、きちんと判断をしてそれはもう財政的に厳しいからやめると、そういう意思決定の考え方もちゃんと直して記載した上で、もう完了なのかどうかというのを見えるようにしたほうがいいと思います。それについて高橋市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○高橋市長 おっしゃるとおりです。水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略や水戸市人口ビジョンを作った時には必ずKPIを設定するということでやっております。ただ一方で、この行政改革についてはKPIというやり方ではなかったのかなと、評価はしながらやっているのですが。皆様にお示した資料を見ても納得されないということであれば、我々のやり方がまだ不足しているということなのだと思います。私たちが分かっている方がいいということではなく、市民の皆様に分かるように表記の仕方を変えていくといったことが重要なのだと思います。水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略ではKPIを設定して進行管理をしています。行財政改革の評価のやり方よりそっちのほうがいいということであれば、そちらのほうにいかねばならないかと思っております。できている、できていないといったことや、できていないならどうするのかといったことを、自分たちだけが分かっている市民の皆様には分からないような表記の仕方をしていたことは反省しながら変えていく必要があると思っております。趣旨を踏まえた形の表記や説明に変えていくようにしたいと思います。

○___委員 ありがとうございます。

○___委員長 実績は書き込んであるけど、それをどの辺までやったかという自己評価の部分が十分書き込んでなかったというのが___委員の御意見だと思います。そちらについても御検討いただきたいと思います。そのほかに御質問がある方はいらっしゃいますか。

○___委員 よろしいですか。先ほど市長もおっしゃっていましたが、人口問題はこれからの日本全体に関わる重要な課題だと思います。第7次総合計画の中では、こういうことをやっていこうと対応策は掲げられています。実際にそれを進めていくに当たって、水戸市のどこの部署が担当されているのでしょうか。その結果として、人口が計画どおりに進むかどうか、最終的にまとめなければならないですね。それがどういう仕組みで行われるのか、よく見えません。その辺りのことを市長からお伺いできればと思います。

○高橋市長 はい。まずは少子化、子育て支援対策であるとか、若い人たちの移住定住を促進するとか、企業を誘致するといったことはそれぞれの担当部署がありまして、最終的にまとめるのが政策企画課となります。毎年、3か年実施計画というものを作るのですが、その中でこれはこのまま進めていこう、これはやめよう、これはもう少し変えていこうと評価をしております。その後に私が確認して意見を出して、それぞれの部署に指示を出すという形でやっております。できるだけ縦割りにならないように、できるだけ横の連携を取るように進めております。例えば、子どもを連れて水戸市に引っ越してきた場合に住まいに関してこういう補助制度がありますよと、でもそれを担当しているのは住宅政策課なので、お互いに連携、連絡を取り合っていこうという仕組みになっております。まだ

100点満点にはなっていないと思うので、もう少し柔軟に連携ができるような組織体制にしていかなければならないと思っております。一方で、効果があるのかどうかということも、もう少し幅広に研究していかないとならないと思っております。例えば、子育て支援は何のためにやっているかという、少子化対策としてやってるわけですね。これまでも給食費を無償化してほしいとか、保育料を無料にしてほしいとか、そういったことばかりなんです。今は都市間競争になって、いびつな消耗戦になっています。結局はゼロサムゲームになってしまっていて、子育て支援がより手厚い方に人が移動するだけなんです。目先の何かを無料にしたり、ランドセルをくれたり、そういうことをやらないなら水戸から出て行くと言われていています。そういうことがまん延してしまって、行政もそういう方向に走ってしまっている、消耗戦になっています。確かに親は楽になりますよね。ただ、給食費が無料になるから、ランドセルがもらえるから子どもをもう1人作ろうとなるか、少子化対策につながるかといえそうではないと私は思います。やって、自分でも思っているんですよ。単体のことを考えるのではなく、少子化が何をもって起こっているのかということを、もっと総合的に判断していかないと。一番は将来の不安だと思います。将来に不安があるから結婚しない、将来に不安があるから子どもを作らないんだと思うんです。その将来の不安を解消するのは一体どこがやるかという、それぞれ個別にやっていることを総合的に、皆でふかんでいけるかどうかだと思うんですよ。横の連携をきちんとして全体をまとめ上げて、その効果をきちんと見るということをやっていくとかならない。補助金があるから水戸市に引っ越してくるのか、補助金が出るから結婚するのか、果たしてそういうことで本当に子どもが増えるのか、そういうところをみんなで議論しながらやっていかないと、子育て支援にはなるけど少子化対策にはならないのではないかと考えております。そういったこともぜひ皆様に御指摘をいただきながら、本当に私たちのやっていることで正しいのか、この状況が果たして正しいことなのかどうなのかということも、幅広く議論をしていかなければならないと思っております。

○___委員 ありがとうございます。長期的に見た場合、しっかりとした生活基盤を作ることが一番重要だと思います。九州地方とか北海道では半導体の工場ができて、どんどん人が増えていっていると聞きます。水戸市でもそういった取組について、考えはあるのですか。

○高橋市長 はい。本当はじっくりと腰を据えて、都市政策をやりたいと考えています。しかし、無償化に関する市民要望のほうが強くて、そちらにエネルギーを使ってしまって都市政策のほうに手が回らないのが現状です。ただ、全くやらないというわけにもいきませんから、条例を作って地区計画を立てられる都市政策を考える。特に水戸市の弱点であった土地の手当、これが企業誘致に当たって一番の弱点になるのですが、何とか補助金を増額して可能性が出てきたところです。六反田町というところですが、この10年でそこがほぼ埋まるくらいに誘致してきました。あとは地主がなかなか売ってくれないものですから、ほかの準工業地帯のところがいまだに山林になっているんですね。もう工業系で誘致する場所がなくなってしまったということであれば、新たな工業地帯、工業

用地を作っていかなければならないわけです。その工業用地を作るに当たって、県南の方にゼネコンが進出してきて、自分たちのお金で区画整理をやってくれればいいんですけど、県央、県北地域ですとゼネコンが手を挙げて自分が投資してやってくれるとはならない。そうかといって、私たちが何十億何百億かけて造成できるかというと、それは難しいところがあります。一定のまとまった土地について、地区計画を被せてそこに照会をかけてマッチングすれば、条例に基づいて様々な農地とか山林に関わる制限がありますから、それを解除してそこに建てるができるという条例を作ったんですね。担当の職員も新たに配置して、土地の契約をさせていただいてるところなのですが、もう少しそちらを強化して働く場所を作って、将来的に安定した収入を上げられる場を作ることによって、目先のことでなく将来、安心して暮らしていただく環境を作ることが大切だと思っております。おかげさまでモノタロウさんが水戸市に来ることになって450億円の投資で数百人の方々が働くことになりました。こういうことをどんどんやっていかなくてはならないと思っております。

○事務局 ありがとうございます。議論の尽きないところではございますが、以上をもちまして、答申に伴う意見交換を終了いたします。なお、高橋市長は公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承願います。

＜市長退席＞

○事務局 それでは、議事の「1 水戸市行政経営改革プラン(素案)に係る答申」が終了いたしましたので、ここからは改めて、____委員長に進行をお願いします。

○____委員長 よろしく申し上げます。それでは、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況についてです。本件につきましては、令和5年度における行政改革の進捗状況について報告を受け、審議を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。それでは資料①水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況の概要についてを御覧ください。1 行財政改革プラン2016につきましては、強くしなやかな行財政運営の構築を基本理念とし、平成28年度から令和5年度までの8年間の大綱のもと、後期実施計画令和2年度から令和5年度までに則り、改革に取り組んでまいりました。2 令和5年度実施状況の概要につきましては、令和6年3月31日現在において、実施項目別の集計では、30の実施項目はいずれも実施又は一部実施となっております。また、実施項目の詳細として設定した109の年度計画は、未実施は1項目にとどまり、そのほかは実施又は一部実施となっております。ここで、資料①の別紙を御覧願います。資料①の別紙につきましては、令和5年度実施状況に係る実施・一部実施等一覧としまして、全ての実施状況と、年度計画を一覧にしたものでございます。実施のものには○を、一部実施のものには△を、未実施には×を記載しておりますので、後程御参照願います。それでは、資料①に戻ります。資料①の一番下の段落に戻りまして、財政的効果につきましては、未利用財産の活用及び処分、社会保障制度の適正な運営などにより、令和6年3月31日現

在で、後期実施計画4年間の累計で、3億3,380万円の効果となっています。2ページには参考といたしまして、新型コロナウイルス感染症等の実施状況の影響を記載しております。令和5年度の実施状況におきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、規模の縮小を余儀なくされた事業が一定数含まれております。そういった新型コロナウイルス感染症等の影響により、実施状況が一部実施となったものを踏まえた年度計画の実施状況の概要は、ページ下の表1及び円グラフのとおりとなっております。具体的には、令和5年度に一部実施及び未実施となった計36パーセントのうち、コロナ等の影響によるものが5パーセント含まれています。本文に戻りまして、なお書きの段落からになります。なお、財政的効果の算出に当たっては、行財政改革の取組の効果を適正に反映するため、新型コロナウイルス感染症等の影響額を除いておりますが、実態としては、新型コロナウイルス感染症等への対応に係る職員定数の増に伴う人件費の増が生じており、それらの影響を踏まえた職員定数におけるコロナ影響額は、次のページ、表2のとおりとなっております。表2職員定数におけるコロナ影響額でございますが、表の一番下の段の合計の行を御覧ください。先に御説明したとおり、令和2年度から令和5年度の財政的効果の合計は3億3,380万円でございますが、この額が、職員定数における影響額8億4,317万円の支出の増を除いたものとなっております。続きまして3 行財政改革プラン2016後期実施計画の総括について、後期実施計画が令和5年度で終了しましたことから、五つの柱ごとに総括をまとめております。(1) 質の高い市民サービスの提供については、キャッシュレス決済の導入や、国際化に対応した窓口環境の整備による窓口サービスの向上を図ったほか、保育所及び開放学級の待機児童数の改善に取り組みました。また、オープンデータ公開の推進等により、行政の透明性の向上や市政の市民参画を拡充する取組を推進して参りました。これらの取組の実施により、厳しい行財政環境の中にあっても市民の求める多様なニーズを的確に把握するとともに、自主自律性を強化し、質の高い市民サービスを提供しました。(2) 市民との協働によるまちづくりの推進については、協働の体制づくりに向けて、協働のまちづくりに関する市民アンケートを毎年度実施するとともに、研修会の実施や職員派遣により、地域に関わる担い手の育成に努めました。また、市内ボランティア団体、NPO情報の発信や、協働事業提案制度の活用などにより、共同事業の充実を図りました。これらの取組の実施により、多様化する行政課題の解決に向けて、市民と行政とが相互の信頼関係のもと、協力するとともに、市民の活動を支援し、市民との協働によるまちづくりを着実に推進することができました。(3) 柔軟な行政運営体制の構築については、行政組織や職員定数、公共施設等の適正管理に努めながら、技能労務の在り方の方針決定や、水戸地方農業共済事務組合の解散、農業集落排水事業への地方公営企業法の規定の全部適用等を行いました。また、効率的な事務処理の推進を図るため、電子決裁などの導入を行ったほか、植物公園及び市民会館への指定管理者制度の導入など、民間活力の活用を推進して参りました。これらの取組の実施により、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴う行政需要の増大への対応や、限られた財源の中での質の高い市民サービスの

提供に向けた変化に対応できる柔軟な行政運営体制の構築を行うことができました。(4) 未来へ向けた財政基盤の構築については、財政運営の透明性の確保に向けて、水戸市財政の現状やみと未来財政プランを公表するとともに、補助金・負担金の見直しや、各種社会保障制度の給付の適正化などによる歳出の合理化、未利用財産の活用と処分をはじめとした財源拡充策の実施などによる歳入の確保を推進してまいりました。また、外郭団体の自立した効率的な運営に向けて、外郭団体検討専門委員における外部評価を実施しました。これらの取組の実施により、歳出の合理化や歳入の確保などを図り、未来へ向けた財政基盤の構築を図りました。(5) 地方創生時代にふさわしい人材の育成については、人材育成基本方針に基づく研修や派遣研修の実施などにより、職員的能力育成に努めるとともに、多様な人材の確保に向けて、採用試験の実施時期、試験手法を見直したほか、女性職員向けのキャリアアップ支援研修の実施など、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた職員及び職場の意識改革を推進しました。これらの取組の実施により、職員一人一人の能力を十分に発揮できる環境を作り、新たな行政課題や市民ニーズに柔軟に対応でき、かつ、自ら考え政策を立案できる地方創生時代にふさわしい人材の育成を図りました。資料①の説明は以上になります。続きまして、資料②の説明に移ります。おそれ入りますが、A4横で印刷しております水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況を御覧ください。こちらでは、実施状況の主要なものを御説明いたします。それでは3ページをお開きください。まず表の構成でございますが、左から実施項目、期間内における年度計画、実施状況、実施における効果及び財政的効果、備考、担当課の順に掲載しております。また、後期実施計画が令和5年度で終了したことから、30の実施項目ごとに、4年間のまとめを記載しております。それでは、主要な実施状況を御説明いたします。4ページを御覧ください。項目2保育所及び開放学級の待機児童の解消につきましては、保育所の待機児童の解消におきまして、待機児童0人の年度計画のところ、令和5年4月時点で、1人の待機児童となり解消には至っていないことから、項目2については一部実施としております。ページを返していただきまして、項目3情報発信の充実につきましては、今年度一部実施となっております。具体的には、水戸の魅力の発信の充実のうち、9ページに記載しておりますニュースリリースの強化におきまして、掲載件数780件の年度計画としているところ、令和5年度は623件にとどまったところです。続いて11ページを御覧ください。項目5市民意見の反映についてですが、次のページの下欄にあります附属機関への市民参画の拡充につきまして、公募委員の拡大として公募率100パーセントを年度計画としているところ、令和5年度は96パーセントにとどまったことから、項目5は一部実施となっております。項目を五つ飛ばしまして、続いて20ページを御覧ください。項目11職員定数の適正管理につきましては、全体の実施状況を実施としており、ページを返していただきまして、21ページの下段に記載しております技能労務の在り方の検討におきましては、技能労務の今後の在り方に関する方針を決定いたしました。続きまして、項目12公共施設等の適正管理につきましては、23ページに移っていただきまして下の段の保育所・幼稚園の適正規模・適

正配置方針に基づく施策の推進において、令和5年度は年度計画のとおり、見川幼稚園及び吉田が丘幼稚園を廃止しました。一方で、同じページ中段の福祉施設の在り方の検討におきましては、備考欄に記載しております一部実施の理由のとおり、一部の施設においてより慎重な検討を要し、令和4年度の年度計画である方針決定に至らなかったことなどから、項目12は一部実施となっております。続いて、24ページの項目13事務事業の見直しにつきましては、全体の実施状況を実施としており、ページを返していただき、25ページの農業集落排水事業の公営企業化については、令和5年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用いたしました。続きまして、項目14ICTの活用につきましては、27ページをお開きください。AI活用可能な業務の検討や、RPA導入におきまして、令和5年度は16業務にRPAを導入し、2,156時間の職員負担の軽減につなげましたが、一方で、26ページに戻っていただきまして、ITガバナンスの強化において、標準システムの導入を年度計画としているところ、令和5年度中に行うべき標準化に係る一部作業を完了しているものの、導入には至っていないことから、項目14は一部実施となっております。続いて、30ページを御覧ください。項目16事務事業の民間活力活用の推進につきましては、ページを返していただきまして、31ページの道路維持補修業務におきまして、業務委託の拡大を決定するとともに、学校給食調理業務におきまして小学校4校の委託化を行い、職員定数の削減につなげたことなどから、項目16につきましては実施としております。続いて項目17公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進につきましては、35ページを御覧ください。指定管理者制度導入施設の評価手法の見直しにおきまして、見直しに基づく新たな評価の実施を行い、年度計画を達成しましたが、33ページに戻っていただきまして、民間活力活用の検討を図っている森林公園において、施設の老朽化などの課題により検討に時間を要しており、いまだ方針の決定に至っていないことなどから、項目全体では一部実施となっております。続きまして、36ページを御覧ください。項目19中長期的視点に基づく財政運営につきましては、水戸財政安心ビジョンの改定・公表におきまして、これまでの水戸財政安心ビジョンに代わって4大プロジェクト完了後における財政運営の指針として、新たにみと未来財政プランを策定、公表したことから、項目19は実施としております。続いて、38ページを御覧ください。項目21補助金・負担金の適正化につきましては、ページを返していただきまして39ページ、予算編成における補助金・負担金の見直しを行い、令和5年度は補助金の廃止1件と、負担金の廃止4件により、67万2,000円の支出削減につなげております。続いて、項目22社会保障制度の適正な運営につきましては、42ページをお開きください。下の段の生活保護の就労支援の推進において、就労支援相談員を中心に就労支援を実施したことにより、年度計画の就労率50パーセントを達成し、令和5年度は3,364万1,000円の保護費の適正化につなげております。一方で、45ページの中段に記載しておりますひとり親家庭の就労・自立支援の推進において、本人の希望と職種、雇用条件等が適合しなかったことにより、年度計画の就職者数15人に到達しなかったことなどから、項目22は一部実施となっております。続いて48ページを御覧ください。項目23外郭団体の財務体

質・執行体制の改善につきましては、経営改善計画に基づく改革改善の推進において、新しい計画の策定を令和5年度の年度計画としていましたが、備考欄に記載のとおり専門委員による外部評価を行ったものの、新しい計画の策定に向けた提言書の提出が年度末となったことから策定に至らず、項目23は一部実施としております。続いて49ページ、項目24収納率の向上につきましては、収納率向上に向けた取組の推進として、49ページから55ページに記載のとおり、市税を初めとした10種類の債権について収納率の目標管理を行っております。今年はそのうち後期高齢者医療保険料のみ目標を達成しております。また、国民健康保険税については収納率が向上、市税や保育所利用者負担金、下水道使用料については、前年度の収納率を維持しているものの、目標値の達成には至らなかったことなどから、項目24は一部実施となっております。続いて、項目を二つ飛ばしまして、57ページを御覧ください。項目26未利用財産の活用と処分につきましては、財産活用課と水道部経理課でそれぞれ取組を進めているところでございます。令和5年度財産活用課所管につきましては、売却20件、貸付100件の年度計画に対し、売却が18件、貸付が76件にとどまり、未達成となっておりますが、7,808万6,000円の収入につなげているものでございます。続きまして58ページ、項目27多様な収入の獲得につきましては、予算編成等において財源拡充策を検討し、令和5年度は新たに4件の拡充策の実施により1,372万3,000円の収入につなげております。続いて、59ページを御覧ください。項目28職員の能力育成につきましては、60ページにあります派遣研修の推進、他自治体との交流、大学派遣研修の実施などにおいて、備考欄の未実施の理由のとおり、令和5年度は相手先である他自治体や大学との間で、研修内容等の調整が整わず、派遣研修を実施しなかったことから、項目28は一部実施となっております。続きまして61ページ、項目29多様な人材の確保につきましては、62ページに記載しております女性職員の管理職への登用について、年度計画は女性管理職の割合を20パーセントとしているところ、令和5年度実績は前年度比1ポイント向上しましたが、17.3パーセントと目標値には届かず、一部実施となっております。続いて63ページを御覧ください。項目30ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、時間外勤務時間の縮減や年次休暇の取得促進につきまして、水戸市第7次総合計画をはじめ多数の個別計画の策定に伴う全庁的な事務量の一時的な増加により、目標値を達成できなかったことなどから、項目30は一部実施となっておりますが、66ページに記載しております男性の育児参加に向けた取組の推進において、制度の周知等による職員及び職場の意識改革により、育児参加休暇、育児休業ともに大きく取得率を伸ばしております。説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況について報告がありました。本日の資料は事前に皆様にお届けし、あらかじめ御質問をいただいておりますので、まず、質問に対する回答をもらい、その上で関連する御質問も受けながら、進めてまいります。本日は、質問があった項目の所管課長に御出席いただいておりますが、質問回答読み上げの後、当該柱に関する質疑が終了し、次の柱に進行が移りましたら御退

席をお願いします。今回は審議事項が多いため、時間の都合上、プラン全般と1の柱、2の柱まで、3の柱から5の柱までにまとめて質問に対する回答を行います。所管課長から質問に対する回答を説明いただいた後に、追加の御意見や御質問をいただきたいと思います。まずはじめに、プラン全般と1の柱「質の高い市民サービスの提供」、2の柱「市民との協働によるまちづくりの推進」に関する質問について、順次回答をお願いします。

○行政経営課 はい。それでは資料④水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況に対する質問及び回答を御覧ください。一つ目の御質問は____委員から、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況一覧について、本紙は年度における実施状況の全体まとめの位置付けであるが、△…一部実施、×…未実施に対する今後の方向性をコメントいただきたい。実施項目としての必要性の可否を、スピード感を含めて問われることになるので、課題として次年度以降も取り上げるのか、終了するのか、判断の根拠とともに明確にしておくことが必要と考えるが、見解を伺いたい、という内容です。回答でございますが、令和5年度実施状況のうち、△…一部実施、×…未実施のものについては、各担当部署において資料②の備考欄の一部実施の理由等として原因の分析を行った上で、実施に向けての今後の対応方針を検討しております。各実施項目の次年度以降への継続については、新しい行政経営改革プランの策定作業の中で各担当部署において検討しており、その結果、新プランに位置付けが必要と判断したものを新プランに反映しております。続きまして2ページを御覧ください。こちらにも____委員から、資料②水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況全体に関する御質問でございます。内容としましては、評価欄を加え、各実施項目に対する評価を過達:◎、達成:○、未達:△、大幅に未達:×程度でも記していただきたいということでございます。例えば、資料①の3ページのキャッシュレス決済の導入について、R5年度は■推進(利用状況の把握・サービス拡大の検討)で達成となっております。これまでの審議でも、たびたび議論されていますが、具体的内容が不明であり、客観的な監視・評価もできない。少なくとも、利用状況の把握、サービス拡大の検討の結果を実施状況に記載し、そのうえで評価していくべきと考える、ということでございます。また、この例で言えば、実施における効果を目的に推進計画があり、その進捗状況が実施状況であるが、これらの関連付けが読み取れない。利用状況の把握からキャッシュレス決済利用率としたならば、これを観測して、または観測した結果がどのように効果と結びついているのかの考え方を表記いただければ誰もが理解しやすくなるかと考えるが、見解を伺いたい、というものでございます。回答としましては、資料②水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和5年度実施状況は、各実施項目について実施できたか、できていないかといった観点から整理し、客観的に実施状況を把握するためにまとめているものです。例に挙がっておりましたキャッシュレス決済の導入については、窓口での手数料等の支払い方法の拡大を図ることが目的であり、令和2年度に実施項目としては達成しているものです。令和3年度から令和5年度については、利用者の自由な選択のもとに行われる支払い手

続の中で、キャッシュレス決済の利用率の推移を把握し、今後更なる利便性の向上を図っていくための検討期間として年度計画を設定し、取り組んでまいりました。なお、新しい行政経営改革プランでは、利用可能な決済手段の追加等、利便性の更なる向上を図るため、令和6年度は事業者の再公募に向けた検討、令和7年度は事業者の再公募として年度計画を設定し、窓口サービスの向上に取り組んでまいります。続きまして3ページを御覧ください。――委員からの御質問でございます。資料②の13ページ、項目6事務権限の拡大、権限移譲の推進についてでございます。質問内容としましては、一部実施の理由が関係課の回答が検討にとどまったためとあるが、令和3年度から3年間まったく進んでいない。実際には、何らかの活動はなされていると推察するが、形式的でやる気がないのか、あるいは必要性を感じていないのかとも受け取れる。検討にしても、推進に当たって何を、いつまでに、誰がと言った基本的な進行管理の項目が明確になっているのか。明確になっていても進まないのであれば、その原因となっている障害を取り除く等の判断は管理者が判断しなければならない。いずれにしても、現時点で緊急性等も考慮し、関係課での要否に対する結論を、その結論に至った考えも明確にしたうえで出すことが必須と考えるが、見解を伺いたい、というものです。回答としましては、実施状況欄に記載のある、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正に伴う事務権限の拡大については、従来、県が処理することとされている事務について市町村への移譲を検討するものです。市への権限の移譲により、関連窓口が各市町村にあることから市と県に分かれていた手続について、窓口の一本化を図ることで市民の利便性を高めることや、各市町村が受付窓口となり申請書等の受付を行い、市町村から県に書類を送達した後に、県が当該申請に係る審査・決定を行っていたものについて、審査・決定権限を市町村に移すことで、送達に係る事務手続の日数を短縮すること等を目的とした制度となります。実際には、毎年度茨城県により事務権限の移譲について、対象となる事務の一覧が示されるとともに、意向調査が実施され、該当事務に係る課において、受入の可否について検討しております。検討においては、事務の受入において必要な人員等の費用対効果や広域的な判断の必要性などを鑑み、市として受け入れる価値のある事務であるかの判断をしたうえで結論を出しているところです。実績としましては、後期実施計画の中では令和2年度の1件だけでございました。中核市移行によって、めばしい事務はもう移譲を受けておりまして、数年間に1回くらい案件として発生するかどうか、極めて希少な事務が提示されているというところです。県としてノウハウを持ってやった方がいいんじゃないかといったものとか、あるいはもう少し広域的な判断で、こういった委員会で判断したほうがいいんじゃないかといった類の事務について提示をされているところでございますので、水戸市としてメリットがない、当然市民として受けるメリットもないということで、事務の移譲について見送ったといった経緯がございます。

○市民生活課 続きまして、――委員から、項目8地域に係る担い手の育成についての御質問に回答させていただきます。質問の内容は、R5年度は■研修会1回開催と計画どおり実施されてお

り、その効果は地域コミュニティプランの活動を推進できる人材の育成と抽象的な表現にとどまっている。研修会等では、その有効性確認が最も重要であるため、効果欄には具体的な成果の記載を追記していただきたい、というものでございます。回答としましては、地域コミュニティを活性化させていくためには、地域リーダーを育成し、地域と行政が一体となって地域活動や地域づくりに取り組むことが重要です。地域に係る担い手の育成については、地域リーダー研修会や、コミュニティプラン推進研修会などを地区会、町内会・自治会の役員などを対象として実施し、必要な知識や技術を学ぶ機会を提供することで、将来の地域リーダーの育成と地域コミュニティプランの円滑な実行につながる効果が出ていると考えております。今年度は、地域コミュニティプランの改定に向けた研修会を8月に開催し、89名の方々に御出席いただきました。令和5年度の地域リーダー研修会出席者数は35名、地域コミュニティプラン推進研修会出席者数は46名でありました。委員御指摘の効果欄に具体的な成果を記載することにつきましては、令和5年度が後期計画の最終年であること、令和4年度までの比較対象がないことから、今後に向けて効果の数値化を検討し、事業の更なる充実に努めてまいります。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。今の回答につきまして、御質問等がありましたらお願いします。まず私から、事務の権限移譲の推進については、中核市になったこともあって、移譲を受ける事務がないという認識があるということによろしいですか。

○行政経営課 そうですね。後期実施計画の作成当初は、1年に一つくらいは移譲を受けるような事務もあるのではないかとということで、計画の中に盛り込んだところではありました。結果として毎年度県が対象とする事務を検討する中では、市としてのメリット、財政的効果はないんですね。ボリュームの少ない事務ですので人的な対応といったものはなく、県から委託金ということで事務量に応じたお金というのはいただけるのですが、1人分にも満たない額ですので、そうすると現状の職員数で対応するという形になりますので職員負担は増します。ただ、例えば市民の手続の中での有効性、あるいは行政の事務効率といった明確な効果がないのでは、積極的に事務を移譲しても、県としては手間が省けるのでいいでしょうけれど、水戸市としては何もメリットがないということで、移譲を見送ったというのがこれまでの経緯となっております。

○委員長 令和2年度に1件移譲があつて、それ以降はないということですね。今後もないのでしょうか。

○行政経営課 行政経営改革プランの中では、今後の部分については計画として特段明記する必要はないということになっております。

○委員長 分かりました。そのほかに何か御質問はございますか。

○委員 よろしいですか。今回の審議は実施計画のまとめという認識があるのですが、そうすると実施したか実施していないかという資料だけでは、未実施だったものをこの先どう紐付けていくのかがよく見えないと思います。実施しているか否かはパッと見えるのですが、未実施だったものに

ついてはどうするのかというのが次年度の計画に反映されるようにしてほしいと思います。それと、計画に対して過達というのはものすごくいい評価だと思いますが、ある意味で本当にそれでいいのかとも思います。過達ということは、計画が甘かったのではないかとも見えるので、それをきちんと次回につなげていくためにという意味で、こういう表記をしてもらったほうがいいのかなと、その辺りを考えていただきたいなという私の個人的な意見も含めての要望でした。

○行政経営課 はい。形という部分については、今____委員からもお話があったように見方、考え方というのは分かれる部分があります。行財政改革の中では、やり過ぎるとそれがいいのかという部分もありますので、少なくとも実施の内容については適切に実施されたかどうかという部分はそれでいいのかなと思っております。ただ、未達の部分につきましては、この実施状況の中で御報告してありますように、一部実施、あるいは未実施である理由を記載してございます。一つ一つ御覧いただきますと、基本的に大幅な未達にはなっていないということは、御理解いただけるかと思っております。また次の計画にどうつなげていくかについて、新しい行政経営改革プランの中でどうつながっているかがわかりにくいと御意見をいただきましたので、その部分については可能な範囲で表記することを検討しておりますので、そういった御意見については十分考えていきたいと思っております。

○____委員長 よろしいでしょうか。そのほかに何か御質問はありますか。

<意見なし>

○____委員長 それでは、第3の柱「柔軟な行政運営体制の構築」から第5の柱「地方創生時代にふさわしい人材の育成」までの質問に移ります。第3の柱に関する質問から、順次回答をお願いします。

○行政経営課 はい。それでは資料④の5ページを御覧ください。項目10組織・機構の適正管理に関して、____副委員長からの御質問でございます。質問内容としましては、計画においては、量的目標ではなく、「簡素で効率的な組織・機構の編成」という質的目標を立てているため、結果的にどのようになっていても計画達成となっており、客観的に判断しにくい内容です。結果として、組織・機構編成が適正だったと言える根拠はありませんかというものと、部間応援の実施について、令和2年度にルールの整理を行ったにとどまっていますが、その後、活用された事例はあるのでしょうかというものです。回答としましては、簡素で効率的な組織・機構の編成につきましては、事業を効率的に推進するため、各種施策に加え、社会情勢等を踏まえた編成作業を行っております。実施状況や備考欄にも記載しておりますが、中核市移行や重点施策に対応するための課・係等の新設や、事業進捗による課の廃止、また、新型コロナウイルス感染症の状況を加味した年次的な見直しなどを行い、市民に分かりやすい組織・機構編成に努めております。これらについては、事業の進捗や社会情勢等の影響を受けることが大きく、あらかじめ量的目標を設定することが困難であるため、各年度の事務事業の執行において組織・機構が支障となっていないことを踏まえて適正管理とし

ているものでございます。続きまして、部間応援に係るルール整理後の活用事例についてでございますが、市民税・県民税申告の繁忙期における市民税課経験者の臨時派遣や、水戸黄門漫遊マラソンや水戸黄門まつりなどへの応援が行われております。引き続き、一時的な業務の増加等に対する繁忙の緩和、行政運営の安定性の確保を図るため、当該ルールの活用を図ってまいります。続きまして、資料④の6ページを御覧ください。――副委員長から、項目11職員定数の適正管理に関しての御質問でございます。内容としましては、計画においては、量的目標ではなく、「適正管理」という質的目標を立てているため、量的には増えても減っても計画達成となっており、客観的に判断しにくい内容です。結果として、職員定数が適正だったと言える根拠は、例えば業務の遅れが無いとか、残業時間が適正な範囲に収まったというものはありませんか、というものでした。回答としましては、職員定数の適正管理につきましては、効率的な執行体制の確保と人件費の抑制に向けて、各種施策に加え、社会情勢等を踏まえた管理を行っております。実施状況や備考欄にも記載しておりますが、事業進捗を踏まえた人員削減による人件費の抑制や、効率的な執行体制確保のため、中核市移行や重点施策に対応する人員の増、また、新型コロナウイルス感染症の状況を加味し、年次的に人員配置を見直すなど、業務量等を考慮した柔軟な定数管理に努めております。これらについては、単純に人件費抑制を目標とした人員の削減を行うものではなく、事業の進捗や社会情勢、業務量等を考慮し、必要に応じて増減を伴うものと考えており、あらかじめ量的目標を設定することが困難であるため、人件費負担を必要最小限とすることを前提に、各年度の事務事業の執行に支障がないよう状況を注視しながら対応していくことで適正管理としているものでございます。なお、副委員長の御指摘のとおり、業務の遅れは全体としてはおおむねそれなりに進捗しているところですので。残業時間についても、このプランの実施状況の中でも時間外勤務の縮減は着実に行われているところもございますので、そういった意味では、適正管理が行われていると判断しております。続きまして、資料④の7ページをお願いいたします。こちらは――委員からの御質問でございます。実施項目13事務事業の見直し(事務改善に係る職員提案制度の活用)についての御質問でございます。質問の内容でございますが、計画における提案者数が全職員数に対して少ないと考える。実践されているのかもしれないが、この項目はボトムアップ型なので、個人の目標の中に重要度の程度はあっても、自身の業務改善項目としてひもづける、また、提案の時間を設定する、表彰制度を設ける等多様な意見を募る仕掛け作りがあった方が良いと考える。この点について、何らかの仕掛け作りはされているのか、また、全職員からの提案活動に広げていくことの見解を伺いたい、という御質問でございます。回答でございます。行政経営改革プラン策定に当たりましては、職員意識の醸成を図るため、プランの策定基本方針に基づいた実施項目案について職員提案の募集を実施いたしました。募集の結果、15件の提案があり、少年自然の家の管理運営手法の見直しや多様な人材の確保等、行政経営改革プラン素案の実施項目にそれらの声を反映することができました。また、プラン以外の事務改善に係る職員提案制度につきましては、これまでに水戸市事

務改善の提案に関する規程に基づき、提案の募集を行ってまいりました。委員御指摘の、多様な意見を募る仕掛けについては、特に優れた提案に対して、市長が賞状を授与する、表彰の制度を設けているほか、平成29年度には応募のハードルを低くするため、募集期間の設定や匿名での提案受付等の運用の見直しを行っております。採用された提案は庁内LANを通じて、全職員に周知を行うとともに、予算情報の電子化など、職員の身近なところで活用されていることから、提案の募集・採用により、行政事務能力が向上するとともに、職員の業務改善を図る意識の醸成が図られるなどの効果が得られていると考えております。以上でございます。

○デジタルイノベーション課 続きまして、デジタルイノベーション課より回答いたします。資料④の8ページを御覧ください。――委員からの御質問で、項目14ICTの活用(行政手続のデジタル化)についてです。質問内容としては大きく二つございまして、個人番号(マイナンバー)カードの交付率については、令和5年度の当初目標25%に対して、令和6年末日現在の実績は、76.7パーセントと報告されています。この結果を見る限りは、大きな成果ということができ、関係者の努力に対して深く感謝を申し上げたいと思います。しかし、このカードの目的から申し上げますと、交付率100パーセントが本来あるべき当然の姿であると言うこともできます。そうすると、市の更なる努力が必要と考えられますので、今後100パーセント達成に向けてどの様に取り組まれるのかについて、具体的に計画をお伺いしたい、というのが一つ目です。もう一つは、マイナンバーカードの運用に関しては、最近大きな問題が指摘されております。今年の12月から健康保険証を半ば強制的にマイナンバーカードに統合するという問題です。さらには、将来は運転免許証もこのカードに統合することが検討されているとも報道されています。マイナンバーカードは、現在は各家庭で大切に保管されているというのが実情ではないかと思われませんが、この様に機能が拡大すると、常時持ち歩かなければならない必需品となり、それだけ紛失や盗難の被害が高まることが懸念されると共に、身元確認等の為に他人に一時的に預ける様な場合に悪用される様なことが無いとも言いきれません。したがって、こうした市民の不安感が払拭されない限りは、強制的に統合(差し当っては、健康保険証の統合)をされるべきではないと考えますが、これに対する市のお考えをお伺い致したいと思います、というものです。回答させていただきます。マイナンバーカードは、市民生活や行政サービスの基盤となる重要な社会インフラであることから、本市におきましても、その積極的な普及啓発に取り組んでいるところでございます。これまでも、「広報みと」をはじめSNSを活用した啓発を行うとともに、身近な市民センターや商業施設などでマイナンバーカードが申請できる窓口を開設してきたところであります。また、市庁舎に日曜日や夜間における交付窓口を設置し、マイナンバーカードを受け取りやすい環境づくりにも努めるほか、御自身で外出が難しい高齢者や障がい者を対象として施設等へ直接職員がお伺いし、申請交付を行うなど、引き続き、マイナンバーカードのさらなる普及促進に取り組んでまいります。マイナ保険証をはじめ、マイナンバーカードを生活において更に活用していただくためには、その安全性や利便性について、市民の皆様にご理解いただくことが重要であり

ます。マイナンバーカードは、本人との照合により悪用することが困難とされており、税や年金、預金残高などプライバシー性の高い個人情報を持たない設計となっております。さらに、ICチップの情報を不正に読みだそうとするとICチップが自動で壊れる仕組みなど、高い安全性を国において担保しているものであります。マイナンバーカードは、市民生活や行政サービスの基盤となる社会インフラでありますことから、今後とも、国や関係機関と連携し、利便性の向上に努めるとともに、様々な機会を捉えて、広報PRを行い、市民の利便性向上を図るため、一層の普及啓発に取り組んでまいります。続きまして、資料④の10ページをお開きください。――委員より、項目14ICTの活用(行政手続のデジタル化)についての御質問でございます。質問内容としましては、備考にコンビニでの各種証明書の交付件数がありますが、それだけ市民にとって便利になりました。各種証明書交付総件数のうち、コンビニ利用はどのくらいの割合なのでしょう。コンビニ利用率の年次推移をみることで、ICT活用の効果の一部を評価できると思います、というものです。回答いたします。本市においては、コンビニエンスストアにおける証明書の交付サービスを平成28年11月から開始し、年末年始(12月29日～1月3日)を除く6時30分から23時まで全国のコンビニエンスストアで証明書の交付が可能となっております。コンビニエンスストアでの証明書発行につきましては、令和4年度において、コンビニエンスストアでの証明書発行件数は36,177件であり、証明書発行件数全体の15パーセントの利用率でしたが、昨年度におきましては、52,251件の証明書を発行し、証明書発行件数全体の22パーセントを占め、利用率が増加しております。発行日、時間等についての状況としましては、市役所閉庁時間や休日において約50パーセントが発行されており、市民の利便性向上に大きな効果があるものと認識しております。マイナンバーカードの普及に合わせて、今後のコンビニ交付の需要が高まるものと考えられることから、引き続き、市民への周知を進めてまいります。続きまして、資料④の11ページをお開きください。――委員からの御質問で、項目14ICTの活用(ITガバナンスの強化)についてです。大きく二つございまして、一つ目はITガバナンスの強化については、主として国が主導している国と地方自治体との共通の事業についてシステムの標準化が主たるテーマとして進められていると考えられます。そして、進捗状況については、令和5年度中に行うべき標準化に係る事業は完了したと報告されておりますが、その一方で、国が示している期限である令和7年度末までに標準システムを導入すると説明されています。この説明を読む限り、令和5年度中に完了した事業システムとその後令和7年度末までに導入する事業システムとの関連が判然としません。この両期間で進められる内容について違いがあるのかどうか、あるとすればどのような違いがあるのか等についてお伺いしたい、というものです。二つ目はAI活用可能な業務の検討やRPA導入について、毎年総務省が発表している「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果」のデータに基づいて集計され、発表されている「全国自治体DX推進度ランキング」という統計があります。これを発表しているのは時事通信社ですが、同社は、総務省の発表している上記のデータを独自の方法で集計をして発表しているということなので、対象の自治体は、47都道府

県と1,741の市町村(東京特別区含む)を対象に発表されていると考えられます。手元にある資料「2023年発表版(2022年4月時点調査)」では、市区町村ランキングは100位までしか確認をすることができませんが、水戸市は、残念ながら100位以内には入っておりません。参考までに付け加えますと、さいたま市が全国市町村(東京特別区含む)第1位にランクされ、関東地区の他の県庁所在地では、前橋市が32位、甲府市が36位、宇都宮市が88位にランクインしております。これらのことを参考にすると、水戸市としては、デジタル化でかなり遅れを取っているのではないかと懸念されますが、いかがお考えでしょうか、というものです。回答いたします。全国の自治体は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年3月までに、国が策定した標準仕様に準拠した「標準化・共通化システム」へ移行することが求められています。本市におきましては、システム標準化に向け、令和5年度、住民情報・税情報等を取扱う基幹系システムにおける文字環境を国が定める統一基準に適合させる事業を完了したところであります。引き続き、システムやネットワーク業者等と連携しながら、令和7年度末までの標準化作業完了に向け、システムの改修作業等に取り組んでまいります。本市のデジタル化につきましては、令和4年4月にデジタルイノベーション課を設置し、「行政のデジタル化」「まちのデジタル化」「デジタル格差対策」の三つの柱により、推進を図っているところであります。令和5年度においては、各種証明書の申請書等の書類記入が不要となる、書かない、待たない窓口を市民課及び幼児保育課において開始したところであります。また、今年度には、これまで手書きのみとしてきた出生届をオンラインで作成できるシステムを全国初として導入したほか、市税や介護保険料といった税、料の口座振替申込みを、スマートフォン、パソコンを使っていつでも手軽に手続きが行える環境を構築するなど、デジタル技術を活用した行政サービスの向上・高度化を着実に進めているところです。併せて、行政業務の効率化に向けて、AI、RPAの更なる活用を図るとともに、ローコードツールにつきましては、導入に向け、一部の業務において実証実験を行い、効果の可視化を図っているところであります。今後とも、「まちのデジタル化」「デジタル格差対策」とともに、時代の変化に合わせた「行政のデジタル化」を積極期に推進し、市民がデジタル技術の利便性の恩恵を受けることができよう、取組を進めてまいります。以上でございます。

○住宅政策課 続きまして、住宅政策課より回答いたします。____委員より、資料④の13ページ、項目16事務事業の民間活力活用の推進(債権回収業務)についての御質問に回答させていただきます。質問内容としましては、市営住宅家賃等使用料における退去滞納者の未収金回収業務を弁護士法人へ委託する計画が、令和3年に委託したことで目的は前倒し達成となっています。しかし、裁判になるので効果発生には時間がかかると思いますが、未収金額が令和5年は令和3年の3.4倍、回収金額は10分の1と効果が出ていません。弁護士法人はどのような活動をしているのか内容の記載があると、効果についても理解できると思います、というものです。回答でございますが、未収金回収業務につきましては、弁護士法人が市に代わって文書、電話催告等により滞納者

や連帯保証人に対し納付勧奨を行うものであります。市営住宅を退去された滞納者の中でも、水戸市や指定管理者が催告をしても全く納付がなく、接触もできなかった方を対象としており、居所不明な方や亡くなっている方に対しても、住民票や戸籍等から住所や相続人の調査を行った上で納付勧奨を行っております。なお、当該業務委託は、豊富な法的知識や高い専門性を必要とすることから、令和3年度及び令和5年度とも、債権回収業務に特化した弁護士法人与契約しております。また、令和3年度に比べ令和5年度の回収金額が低下したことにつきましては、令和3年度の業務委託において高額滞納者の一括納付が複数あったためであります。令和5年度の業務委託においても委託した27件のうち、20件について滞納者等と接触することができており、更にそのうちの16件については分割での納付約束を結ぶことができております。分割での納付約束については、本委託の債権回収額には計上できませんが、滞納者等からの納付約束を取り付けていることから、委託期間終了後における継続的な債権回収につながるものと考えております。以上でございます。

○**幼児保育課** 続きまして、幼児保育課より回答いたします。資料④の14ページを御覧ください。――委員より、項目17公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進(保育所、幼稚園)についての御質問でございます。内容としましては、令和2年から6年度まで他市の事例を検討しているようですが、他市の事例を使用し、民間活力活用に向けどのような検討がなされているのでしょうか。検討の内容が記載されていると検討の状況が見えると思います、というものです。回答いたします。共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの増大等により、保育所への入所者数は高い水準で推移しているものの、本市でも少子化は確実に進行しており、就学前の児童数は年々減少していることから、今後の入所者数の減少を視野に入れ、本市の保育所運営を考えていく必要があります。市内には民間の保育所、小規模保育事業等が76か所ありますが、これらの施設は入所者数に応じた国・県・市からの給付費により運営が行われており、入所者数の減少は、民間保育所等の運営に大きな影響を与えることとなります。また、11か所の市立保育所のうち、4か所は建設から35年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、良好な保育環境の確保が課題となっております。市立保育所の入所者数は年々減少傾向にあり、定員に対する充足率は平均で80パーセントとなっております。このようなことから、民間活力の活用を含めた市立保育所の再編を検討しているところであり、具体的には、保育所や認定子ども園の民間移譲を進めてきた土浦市、つくば市、笠間市、保育所の民間移譲と廃止を並行して進めているさいたま市などの事例について、民営化の形態や運営経費の違い等の調査研究を進めております。これらの調査研究や本市における将来的な保育ニーズの状況を十分に勘案するとともに、特別な支援を必要とする児童の受け入れなど、市立保育所の役割を踏まえながら、市立保育所の今後の在り方について庁内で検討を行い、今年度中に市立保育所の再編方針を策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**健康づくり課** 続きまして、健康づくり課より――委員からの御質問に回答いたします。資料④の

15ページでございます。項目22社会保障制度の適正な運営に係る特定健康診査受診率向上策についての御質問でございます。質問内容は、令和2年度から令和5年度のいずれも計画に対して大幅未達となっている。年度計画の数値は実行計画なので変えられないと考えるが、見直し後の数値を別に設定し併記しても良いのではないかと考える。一部実施の理由について、様々な受診率向上策に取り組んでも行動変容につながっていないとのことだが、未受診の原因分析が正しくなされていないのではないかと推察する。個々人の考え方は尊重しなければならないが、直接的原因(知らない、移動手段が不便等)、動機的原因(必要がない、受けたくない等)に分けて、それらの原因を深掘りし、それに対応した対策を講じるのがオーソドックスな手法だと考える。4年間もの間、受診率が伸び悩んでいる結果からすると、根本的な取組に対するアプローチを見直す必要性を感じるが、この点の見解を伺いたい、というものです。回答でございますが、特定健康診査につきましては、生活習慣病の予防を目的に、平成20年度から、国の法令に基づき、40歳から74歳までの国保被保険者に実施しております。令和5年度の受診率速報値につきましては、令和6年7月末現在、県平均の受診率が37.1パーセント、本市は30.6パーセントで、特定健診開始以来初めて30パーセントを超えたところですが、しかしながら、依然として低迷しており、計画の目標値ともかい離している状況です。目標値設定の考え方といたしましては、本市の総合計画の最終年度に国の市町村国保の目標値である60パーセントを目指すこととしております。令和6年度以降は、新たな総合計画となる水戸市7次総合計画の最終年度の令和15年度に60パーセントとなることを目指し、初年度の令和6年度は現状値を踏まえ34パーセント、その後、毎年3パーセントの上昇を見込み、計画の見直しを図ったところであります。未受診の原因分析につきましては、健診事業を推進していく上で大変重要であると考えております。令和5年に実施した市民アンケートにおいて、受診しなかった理由として最も多かったのが「時間がとれなかったから」の28.4パーセントでありました。次いで「必要な時はいつでも医療機関を受診できるから」「費用がかかるから」という結果でありました。このことから、令和6年度からは、新たな受診率向上策として、市民の負担軽減と健診受診の機会拡大を図るため、健診の個人負担金を大幅に減額したところでございます。また、特定健診未受診者の半数が医療機関に通院されて健診を受けていないことから、本人の同意のもと、診療情報を市に提供していただく情報提供事業(みなし健診)にも力を入れているところです。受診率の向上に向けましては、未受診者などへの受診勧奨、無料クーポンなどの健診のきっかけづくり、誰もが受診しやすい環境づくりを充実させながら取り組んでいるところですが、受診率が低迷している状況から、本年度は新たに、県事業の受診率向上アドバイザー派遣事業を実施し、外部からの専門的な御意見をいただき、改善・見直しを図っていくこととしております。今後とも、未受診の理由をしっかりと分析し、健診の必要性について十分な周知・啓発を行っていくとともに、先進事例も参考にしながら、茨城県総合健診協会や水戸市医師会と連携し、新たな強化策をはじめとする効果的な対策を講じるなど、さらなる受診率の向上を目指してまいります。以上でございます。

○**人事課** 続きまして、資料④の17ページを御覧ください。人事課より回答いたします。____委員から、項目30ワーク・ライフ・バランスの推進(勤務時間の柔軟な運用)についての御質問でございます。質問内容につきましては、令和5年5月8日以降新型コロナウイルス感染症は第5類に移行しています。第5類移行後は、新型コロナウイルス感染症には関係なく、市民課など窓口延長に伴う時差出勤や子育てや介護を行っている職員の早出遅出勤務制度を実施していることを記載したほうがいいのではないか、というものです。回答についてでございますが、御質問のとおり、育児や介護等を行っている職員の早出遅出勤務制度は、新型コロナウイルス感染症の対応とは異なり、各職員の事情に応じた働きやすい勤務時間制度の一環として従前から継続しているものでございます。委員御指摘のとおり、新たな行政経営改革プランの実施状況にその旨を記載することに努めてまいります。また、水曜日の窓口延長業務に従事する職員は、前述の早出遅出勤務制度とは若干異なる変形労働時間制として運用しているものでございますが、勤務時間の柔軟な運用の一環でありますことから、同様に実施状況にその旨を記載することに努めてまいります。貴重な御提言をありがとうございました。説明は以上でございます。

○____**委員長** はい、ありがとうございました。3の柱、4の柱、5の柱について回答をいただきました。それでは、質問いただいた委員の方も含めまして、各委員、御質問等ありましたらお願いします。

○____**副委員長** よろしいですか。御回答いただきましてありがとうございました。行政経営課の回答に納得したところでございます。ただ、指標につきましては、やはり他課のものと比べると若干違和感もあります。私は行政学を担当しておりますので、その観点からせん越ながらコメントさせていただきたいと思います。委員の皆様だけではなくて、事務局の方にも聞いていただければ幸いです。3点申し上げたいと思います。まず一つ目ですが、やはりこの行財政改革プランというのは、日常業務ではないということですよね。日常業務に加えてプラスアルファですね、何かやっていくということである、ということの位置付けをもう少し明確にされたほうがいいと思います。と申し上げますのは、職員の適正管理であるとか、組織機構の適正な管理というのは、これは行政経営課の日常業務なわけですよね。それを行うための課なので、そうするとちゃんと仕事やってますよということになってしまっていて、改革ということではなくなってしまうのかなあというふうには思います。従って、日常業務ではなくてそのプラスアルファで、課としてどのように次の時代を作っていくのかということをもう少し明確にして、指標を選択する必要があるのかなと、もう少し検討していただければと思います。それから二つ目ですが、先ほど____委員からKPIの話が出ましたが、お気を悪くされたら恐縮ですが、行政学の観点からはKPIというのはちょっとまずいんじゃないかなというのが最近のトレンドなんですね。というのは、理由は三つありまして、まず第1に、行政って目的が多様なわけですよね。生活保護一つとっても、その生活保護からの脱却を目指すという側面もあれば、彼らの人権をしっかりと守っていくという側面もあります。民間というのは利益を上げるってことが大事

ですから比較的分かりやすいんですけど、しかし行政というのは目的が多様であるということから、なにをKPIにすればいいのかっていうのはやはり分かりにくいという側面があります。それから二つ目、これも関連しますけれども、概念操作よろしくKPIを設定しようとしても、それによって見逃されてしまう側面もやはりあるわけです。行政というのはバランスよくやらなきゃいけない。法規に則って、でも自治体としての活力を上げ、市民の満足度を上げていかななくてはならない。こうした多面的な目的の中で、ほかの側面が落ちてしまうのではないかという指摘もあります。それから三つ目は、KPIは調べるのが大変なんですよ。職員さんはお忙しいところ、こうした改革プランを作って、KPIを立てたらそれが達成できてるかどうか調べなきゃいけないとなってくると、それだけでかなりリソースを食ってしまうと側面もあるので、少し見直しがトレンドになっているというのは申し上げます。それから、指標の具体化の程度について、かなり課の間に格差があると思います。考え方が統一されていないんじゃないかなというふうに思うところがあります。今回私の質問させていただいたところはかなり抽象的な指標を立てられている。これに対して、かなり具体的な指標を立てられている課もあるわけですよ。そうすると、格差といいますか統一されてない部分があると思うんですね。さらに言いますと、これは前回私申し上げたこともあるんですけど、進捗なのか、成果なのか。課としてこれをやりましたっていうアウトプットなのか、それともその効果としてこうなりましたっていうアウトカムなのかっていうことについても、課の間でかなり考え方に違いがあるんだろうというふうに思います。先ほど市長のお話の中に収納率のことがありましたが、やはり市としてやれることと、その成果って別だと思うんですよ。市としてはこういうことやりました、だけど成果としては社会が相手ですから、ここら辺が限界だと思います、というのは当然あると思います。進捗管理がいいのか、いわゆるKPIを見た方がいいのかっていうのは、どちらもあると思うんですけども、いずれにしても計画という形で冊子にまとめる際に、ある程度課の間の考え方を統一しないと、比較することがなかなか難しいですし、行政経営課や委員会としても、見たときにちょっと違和感を感じることもあったりする。あるいは議論が若干かみ合わないところもあると思うので、もう少しこの辺りの考え方を整理されて、市全体で考え方を共有した方がいいのではないかなと思う次第でございます。大変せん越なコメントで恐縮でございますが、私から申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○委員長 はい。副委員長から三つほど御指摘がありました。何かコメントありましたらお願いします。

○行政経営課 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。こちらについては、行政経営改革プランの中で、具体的な進捗管理、実施項目についてどのようなロードマップで考えていくかということも一つの視点かと思っておりますので、御意見を踏まえて、スタート時点で100点満点ではないでしょうけど、100点満点の内容に近づけるように取り組みたいと思います。

○委員長 はい、そのほかの委員の方から何かありますか。

○委員 よろしいですか。私は健康まちづくり推進会議に委嘱を受けて出席させていただきま

して、その中でも特定健康診査の受診率向上に関して話がありましたが、これは分母をどういうふうにして把握をされていて、受診率というのは何をもって数値を算出されてるのか、教えていただけますでしょうか。

○**健康づくり課** お答えいたします。特定健診受診率でございますが、分母については国の指針に基づきまして40歳から74歳までの国保被保険者の数になります。分子については、特定健診を受診した人数となります。

○**___委員** ということは、水戸市に在住しているけれど就業場所が他市町村、あるいは他県であった場合に、その就労場所で健診を受けたらカウントされないということによろしいですか。

○**健康づくり課** はい。カウントされません。4月1日から3月31日まで、水戸市に1年間お住いで国民健康保険に加入している方がカウントされることになります。毎年の受診率につきましても出しておりますが、毎年確定するのが翌年の11月となっております、これはどこの市町村でも同様です。

○**___委員** 分母の取り方とか数字の切り方によって数字が変わってきてしまっていて、非常にやりづらいと思います。それと定住外国人の方も、国民健康保険には入ってると思います。要は、年齢別とか就労先別の受診率が出せると思うのですが、結局水戸市内で受診をしないとカウントされないとなると、正しく数字を把握していないということにもなりかねません。パート従業員の方でも企業検診で受けた場合はカウントされないということですよ。

○**健康づくり課** 水戸市に住んでいる国民健康保険被保険者が対象になっていますので、それぞれの職場健診の受診率の把握も重要なのですが、そこまではどの自治体も把握できていない状況です。

○**___委員** 現状で正しい数字を把握できない中で、解決策を見つけるのは非常に大変だと思います。あと一つ危惧しているのは、今年の10月から年収110万円以上の方については国保の強制加入ということになりますので、おそらく一時的に受診率は下がるのではないかと考えています。行政の方々として頭が痛いところだと思いますけれども、民間の医療機関との連携をして、病院で受診された方のデータを把握することが重要な鍵になってくると思います。我々もできる限り協力させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**___委員長** 達成率が低く出てしまう、職場等で受診している人はカウントされないということになってしまうのですか。

○**健康づくり課** はい。ちょっと紛らわしいのですが、特定健診の受診率というのは、水戸市の国民健康保険に加入されている被保険者のみになってしまうので、市町村の受診率というのはやはり職場健診から比べると低いです。

○**___委員長** そうすると、27.8パーセントという低い数字ではなく、実際には50パーセントくらいは受診しているのではないかという推測も成り立つということですか。

○**健康づくり課** そうですね。協会けんぽだと50パーセントを超えていますし、我々の茨城県市町

村職員共済組合であれば80パーセントを超えていますので、実際には全国平均としては5割くらいと思います。

○___委員長 そうすると先ほど___委員がおっしゃったように、指標のとり方とか情報の入手の仕方を工夫していかないと、政策目標の達成度合いが評価できないですね。

○健康づくり課 そうですね。なかなか御理解いただけないところですけど、あくまでも水戸市の国民健康保険しか把握できませんので、これはどこの自治体でも同じです。今後は職場での受診率の把握についても必要かと思っております。

○___委員長 分かりました。よろしくお願いします。ほかの委員の方いかがですか。

○___委員 よろしいですか。私からの質問に御回答いただいていない部分がありましたので、それについてお伺いしたいと思います。まず1点目は資料④の8ページ、マイナンバーカードの健康保険証への統合についてです。半ば強制的に施行されるということですが、この方針には変わりはないという考えでしょうか。それとも、世の中で批判とか反対が多い中で、方向転換するか少し様子を見ようかという意見も出ているかと思いますが、その辺りの見通しはどうですか。

○デジタルイノベーション課 はい、お答えいたします。保険証の件ですが、国の方針では今年の12月から施行となっております、これについて水戸市として反対するというのはできませんので、このまま推進することになります。ただ、今はいろいろな意見が出ているようでございますので、市民の皆様にはきちんと御報告をさせていただきたいと思っております。

○___委員 12月の半ばに、強制的に移行しなきゃならないということではなく、人によって考え方も異なりますから、しばらく様子を見てそれで全体の普及としても問題ないという時点まで遅らせていただければ、皆さん喜ぶのではないかと思います。そこのところをお願いしたいと思います。もう1点は、11ページのICTの活用について、(追記)として書いた部分について回答がなかったものですから、市としてのお考えを伺いたいと思います。決算発表について、水戸市の場合は、3月で会計年度が終了し、その決算報告については、11月頃の報告が恒例となっておりますが、ずいぶん遅いのではないかと思います。デジタル化も進んできておりますので、今後は早期に決算発表することができると思うのですが、市としての考え方をお伺いしたいと思います。

○事務局 よろしいですか。ただいまの決算関係についてはデジタルイノベーション課の担当と違う部分がありますので、事務局からお答えさせていただきたいと思っております。自治体の決算については、確かに3月31日で年度自体は終わるのですが、自治体の会計というのは翌年度の4月、5月、こちらが出納整理期間ということでその部分まで引っ張る形になるんですね。そのため5月末をもって出納閉鎖という形になります。その後6月にかけて決算関係の資料を整理をするという形です。地方自治体の場合は地方自治法に基づいて、議会の承認を受けないといけませんので、水戸市の場合には9月議会の中で決算について議案として提出して、それについての認定を受けるのは9月議会ということになります。今年度でいいますと、今日に昨年度の決算について、議会の議決

を受ける予定でございます。そこから広報への掲載となると、10月あるいは11月という形になって参ります。これは単純な機械化ということではなくて、制度上の運用で今はそうならざるを得ないものでございます。

○___委員 ありがとうございます。

○___委員長 そのほかには御質問はありますか。

○___委員 よろしいですか。私の質問しましたICTの活用、行政手続のデジタル化についてですが、コンビニエンスストアでの証明書発行件数は出ているのですが、ではその件数がどういう意味を持つのかを具体的に、15パーセントだったのが22パーセントになったと、全体に対してこのくらい活用されているというのを載せていただいたほうが分かりやすいかと思います。それから、公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進(保育所、幼稚園)に関して、検討とだけ書いてありますが、保育所の再編を検討しているとか、実際にこういうところを見学しているといったことを具体的に書いていただくと、見たほうからするとここまでやっているんだということが分かると思いました。

○デジタルイノベーション課 御指摘ありがとうございます。コンビニでの証明書発行がどのくらいの割合かというのを分かるように書くことで成果が見えるという御指摘でございました。事務局と検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○幼児保育課 幼児保育課でございます。御指摘ありがとうございます。保育所につきましては、今年度中に市立保育所の再編方針を策定してまいりたいと考えております。現在作成中の水戸市行政経営改革プランにも、保育所の再編方針策定を今年度に位置付けているところでございます。

○___委員 令和5年度はどこを見学してとか、どう検討したかっていう辺りがあったほうがいいのかと、そうすれば一般の人が見て、こういうふうに動いているんだなってわかると思います。

○幼児保育課 記載の中には確かにございませんでしたが、先ほど回答させていただいた中で、今まで直接見学をさせていただいたところにつきましては、保育所や認定子ども園の民間移譲を進めてきた土浦市、つくば市、笠間市や、保育所の民間移譲を進めているさいたま市などは、資料を取り寄せて、事例について調査研究を進めております。以上でございます。

○事務局 実施状況の中で、具体的にどこまで表記するかというお話でしょうか。

○___委員 そうですね。その辺りはおまかせします。

○事務局 はい。これはこの項目だけではなく、他の項目も関わってくるかと思しますので、御指摘を踏まえて、どこまで具体的に表記できるかについては私どもの方でも検討させていただきます。

○___委員 よろしくをお願いします。

○___委員長 よろしいですか。ほかに御意見のある方はいますか。

<意見なし>

○**委員長** それでは、事前に提出をいただいた質問とそれに関連する質疑については以上で終了としたいと思います。御指摘いただいて、御回答いただいたところも含めて、可能であれば記載できるものは記載していただきたいと思います。それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。長時間にわたって御審議ありがとうございました。今回をもちまして、令和6年度の行政改革推進委員会は終了となります。行政経営改革プランにつきましては、本日の答申を踏まえながら、今後、最終決定していただきたいと思います。それでは、進行を事務局へ戻します。

○**事務局** それでは、今後の行政経営改革プランの策定スケジュールについてですが、本日の答申を踏まえ、前期実施計画(案)の修正を行い、市長を本部長とする水戸市行政改革推進本部において、最終決定をしております。なお、完成した行政経営改革プランにつきましては、印刷製本が完了次第、冊子を委員の皆様へ送付させていただきます。委員の皆様には、およそ1年にわたり、多くの貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。今年度の行政改革推進委員会は今回にて終了となりますが、今後とも本市の市政運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。次回の委員会につきましては、来年度に開催し、行政経営改革プラン前期実施計画の令和6年度の実施状況について報告し、御審議いただく予定としておりますので、あらかじめ御承知おきください。それでは、以上をもちまして、令和6年度第4回水戸市行政改革推進委員会を終了とさせていただきます。